

**熊本県告示第 863 号**

林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想（以下「基本構想」という。）を変更したので、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号）第 2 条の 2 第 4 項の規定により、その概要を次のとおり公表する。

平成 14 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

基本構想の概要

第 1 林業経営基盤の強化に関する目標

- 1 林家の所得目標  
林家の所得目標を定める。
- 2 林家が法人化した会社や林業事業体の利益目標（年間収支差）  
林家が法人化した会社や林業事業体の利益目標（年間収支差）を定める。
- 3 森林整備法人、県有林等  
森林整備法人、県有林等について記す。

第 2 林業経営の規模、生産方式等に関する林業経営の類型ごとの指標

- 1 林業経営の指標の考え方  
林業経営の指標の考え方を記す。
- 2 林業経営の類型ごとの指標  
林業経営の類型ごとの指標を定める。
- 3 2 を実現するためとるべき措置  
2 を実現するためとるべき措置を記す。

第 3 木材の生産及び流通の合理化に関する目標

- 1 木材の生産及び流通の合理化についての考え方  
木材の生産及び流通の合理化についての考え方を定める。
- 2 事業の経営改善に関する措置についての具体的な事項  
事業の経営改善に関する措置についての具体的な事項を定める。
- 3 木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置についての具体的な事項  
木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置についての具体的な事項を定める。

**熊本県告示第 864 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 11 月 6 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	梶 屋 多良木線	球磨郡多良木町大字黒肥地 7351 番 地先から 同 所 同 字 7350 番 地先まで	前	9.0 ～ 12.5	50.0	迂回路置
			後	9.0 ～ 12.5	50.0	
				6.5 ～ 7.5	34.7	

2 区域変更する期日 平成 14 年 11 月 6 日

**熊本県告示第 865 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 11 月 6 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 11 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子